

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小・中学校給食費の完全無償化 対象期間:1学期	①物価高騰等総合緊急対策として、保護者負担軽減のため。 ②市立小中学校の学校給食費を完全無償化するための経費(1学期) ③年間給食費(2,184,157,701円(小学校1,376,059,689円、中学校808,098,012円))の4/11ヶ月 給食単価 小1,2:316円、小3,4:343円、小5,6:371円、中学:432円 給食回数 小1:181回、小2-6:185回、中学校:178回 給食喫食者 児童数:21,300人 生徒数10,263人 歳入(県補助:公立学校給食費無償化支援事業補助金):第3子以降(2,841人)の無償化経費の1/2 ④市立小中学校の給食を喫食する全児童生徒の保護者(教職員の給食費は含まない)	R7.4	R7.9
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小・中学校給食費の一部無償化(第2子半額、第3子全額) 対象期間:2学期以降	①物価高騰等総合緊急対策として、保護者負担軽減のため。 ②市立小中学校の学校給食費を一部無償化(第2子半額、第3子以降全額)するための経費(2学期以降) ③対象:(単価×回数×第2子数×半額×期間)+(単価×回数×第3子以降数×期間) 小1: 316円×181回×1,148人×1/2×7/11ヶ月+316円×181回×314人×7/11ヶ月 小2: 316円×185回×1,159人×1/2×7/11ヶ月+316円×185回×316人×7/11ヶ月 小3,4: 343円×185回×2,341人×1/2×7/11ヶ月+343円×185回×639人×7/11ヶ月 小5,6: 371円×185回×2,376人×1/2×7/11ヶ月+371円×185回×649人×7/11ヶ月 中: 432円×178回×3,387人×1/2×7/11ヶ月+432円×178回×923人×7/11ヶ月 歳入(県補助:公立学校給食費無償化支援事業補助金):第3子以降(2,841人)無償化経費の1/2 ④市立小中学校の給食を喫食する第2子及び第3子の保護者(教職員の給食費は含まない)	R7.9	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	アレルギー等児童・生徒への弁当代補助 対象期間:1学期	①物価高騰等総合緊急対策として、保護者負担軽減のため。 ②アレルギー等により弁当を持参する全児童生徒へ給食費相当額を補助する経費(1学期) ③対象:単価×回数×弁当持参者数×持参頻度×期間 小1: 271円×181回×108人×28%×4/11ヶ月 小2: 271円×185回×117人×28%×4/11ヶ月 小3,4: 291円×185回×226人×28%×4/11ヶ月 小5,6: 311円×185回×234人×28%×4/11ヶ月 中: 381円×178回×394人×28%×4/11ヶ月 その他: 46,200円 歳入(県補助:公立学校給食費無償化支援事業補助金):第3子以降(92人)への補助経費の1/2 ④弁当を持参する市立小中学校の全児童生徒の保護者(教職員は含まない)	R7.4	R7.9
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	アレルギー等児童・生徒への弁当代一部補助(第2子半額、第3子全額) 対象期間:2学期以降	①物価高騰等総合緊急対策として、保護者負担軽減のため。 ②アレルギー等により弁当を持参する児童生徒へ給食費相当額の一部(第2子半額、第3子以降全額)を補助する経費(2学期) ③対象:第2子(単価×回数×弁当持参者数×持参頻度×半額×期間)+第3子以降(単価×回数×弁当持参者数×持参頻度×期間) 小1: 316円×181回×36人×28%×1/2×7/11ヶ月+316円×181回×9人×28%×7/11ヶ月 小2: 316円×185回×39人×28%×1/2×7/11ヶ月+316円×185回×10人×28%×7/11ヶ月 小3,4: 343円×185回×75人×28%×1/2×7/11ヶ月+343円×185回×19人×28%×7/11ヶ月 小5,6: 371円×185回×78人×28%×1/2×7/11ヶ月+371円×185回×20人×28%×7/11ヶ月 中: 432円×178回×128人×28%×1/2×7/11ヶ月+432円×178回×34人×28%×7/11ヶ月 その他: 80,850円 歳入(県補助:公立学校給食費無償化支援事業補助金):第3子以降(92人)への補助経費の1/2 ④弁当を持参する市立小中学校の第2子以降の児童生徒の保護者(教職員は含まない)	R7.9	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	私立小・中学校等就学者、長期欠席の児童・生徒への昼食費支援 対象期間:1学期務	①物価高騰等総合緊急対策として、保護者負担軽減のため。 ②私立小中学校等就学者及び長期欠席児童生徒への給食費相当額を補助する経費(1学期) ③対象: 単価×対象者数×期間 小1,2: 42,000円×230人×4/11ヶ月 小3,4: 45,000円×234人×4/11ヶ月 小5,6: 48,000円×236人×4/11ヶ月 中: 56,000円×1,650人×4/11ヶ月 ④私立小中学校等就学者及び長期欠席児童生徒の保護者(教職員は含まない)	R7.4	R7.9

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	幼稚園・保育園の給食費支援 対象期間:4月から7月まで (民間保育園利用世帯を対象)	①多子世帯の第2子の給食費半額及び第3子以降の給食費全額相当額を保育施設に補助することで、物価高騰に伴いより大きな影響を受けている多子世帯を支援する。 ②民間保育園に対して、第2子は当該施設の給食費の半額、第3子は全額を補助する。(R7.4～7月) ③4月～7月までの4か月間の給食費補助 ・第2子 施設が定める給食費×1/2×3,756人(4か月延べ人数) ・第3子以降 施設が定める給食費×1,208人(4か月延べ人数) ④民間保育園を利用する世帯(教職員は含まない)	R7.4	R7.7
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	幼稚園・保育園の給食費支援 対象期間:4月から7月まで (民間認定こども園利用世帯を対象)	①多子世帯の第2子の給食費半額及び第3子以降の給食費全額相当額を保育施設に補助することで、物価高騰に伴いより大きな影響を受けている多子世帯を支援する。 ②民間認定こども園に対して、第2子は当該施設の給食費の半額、第3子は全額を補助する。(R7.4～7月) ③4月～7月までの4か月間の給食費補助 ・第2子 施設が定める給食費×1/2×712人(4か月延べ人数) ・第3子以降 施設が定める給食費×240人(4か月延べ人数) ④民間認定こども園を利用する世帯(教職員は含まない)	R7.4	R7.7
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	私立幼稚園等給食費等支援金 対象期間:4月から7月まで (幼稚園等通園者の保護者を対象)	①物価高騰対策として、幼稚園等利用者の給食・弁当費用負担の軽減のため ②支援金として、給食費等の減免相当額を給付する。 ③第2子:2,500円×2,100人×4月=21,000,000円 第3子以降:5,000円×794人×4月=14,980,000円 その他:3,271,000円 ④幼稚園等通園者の保護者(教職員は含まない)	R7.4	R7.7
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	私立幼稚園等給食費等支援金 対象期間:4月から7月まで (認可外保育施設等通園者の保護者を対象)	認可外保育施設等を利用する第2子及び第3子以降について、給食費等の免除相当額を給付することで、物価高騰に伴いより大きな影響を受けている多子世帯を支援する。 ①認可外保育施設等の給食・弁当費用負担の軽減のため ②支援金として、給食費等の減免相当額を給付する。 ③第2子:2,500円×44人×4月=440,000円 第3子以降:5,000円×11人×4月=220,000円 ④認可外保育施設等通園者の保護者(教職員は含まない)	R7.4	R7.7
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	幼稚園・保育園の給食費支援 対象期間:4月から7月まで	公立保育所利用者の給食費負担金について、多子世帯の第2子の給食費半額及び第3子以降の給食費の保護者負担額を減免することで物価高騰に伴い、より大きな影響を受けている多子世帯を支援する。 ①物価高騰対策として公立保育所利用者の給食費負担金を一部減免し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②公立保育所利用者の給食費負担金を第2子は半額分、第3子以降は全額を減免する。(R7.4～7月) ③4月～7月までの4か月間の利用者給食費減免 2子 400人×2,500円×4か月=4,000千円 3子以降 150人×5,000円×4か月=3,000千円 ④公立保育所利用世帯のうち、第2子、第3子以降を養育する子育て世帯(教職員は含まない)	R7.4	R7.7
11	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金 対象期間:1学期	①物価高騰等総合緊急対策として、保護者負担軽減のため。 ②不登校児童生徒が通うフリースクール等の月額利用料金の一部を補助する経費(1学期) ③月額上限10,000円(3分の1補助)×4ヶ月(対象期間)×50.9人(申請見込者数) ④フリースクール等を利用する不登校児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
12	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	多子世帯への保育料減免の拡充(9月～) 第3子以降保育料無償化要件:第1子が小3まで→年齢制限なし (認定こども園利用世帯のうち、多子世帯を対象)	民間認定こども園利用世帯のうち、第3子以降の保育料の減免を拡充することで、物価高騰に伴いより大きな影響を受けている多子世帯を支援する。 ①民間認定こども園利用世帯のうち、多子世帯への保育料減免の拡充 ②保育料の多子世帯への保育料減免拡大に伴う施設型給付費の増分 ③減免を拡大した場合の月額影響想定単価 1,004,834円 1,004,834円 × 7か月 = 7,033,838円 ④認定こども園利用世帯のうち、多子世帯	R7.9	R8.3
13	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	多子世帯への保育料減免の拡充(9月～) 第3子以降保育料無償化要件:第1子が小3まで→年齢制限なし (小規模保育施設利用世帯のうち、多子世帯を対象)	小規模保育施設利用世帯のうち、第3子以降の保育料の減免を拡充することで、物価高騰に伴いより大きな影響を受けている多子世帯を支援する。 ①小規模保育施設利用世帯のうち、多子世帯への保育料減免の拡充 ②保育料の多子世帯への保育料減免拡大に伴う施設型給付費の増分 ③減免を拡大した場合の月額影響想定単価 4,319,075円 4,319,075円 × 7か月 = 30,233,525円 ④小規模保育施設利用世帯のうち、多子世帯	R7.9	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	多子世帯への保育料減免の拡充(9月～) 第3子以降保育料無償化要件:第1子が小3まで→年齢制限なし(分負)	公立保育所及び民間保育園利用世帯のうち、第3子以降の保育料の減免を拡充することで、物価高騰に伴いより大きな影響を受けている多子世帯を支援する。 ①公立保育所及び民間保育園利用世帯のうち、多子世帯への保育料減免の拡充 ②保育料の多子世帯への保育料減免拡大に伴う保育料の収入の減 ③減免を拡大した場合の月額影響想定単価 7,061,492円 7,061,492円 × 7か月 = 49,430,444円 ④公立保育所及び民間保育園利用世帯のうち、多子世帯	R7.9	R8.3
15	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	就学に必要な援助金の準用保護認定基準の拡大 要件:生活保護基準の1.1倍以下→1.3倍以下	①物価高騰の影響を受けて生活が困窮している世帯への支援を強化し、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減する ②入学準備金、学用品、校外活動費等を支給する経費 ③認定基準拡大に伴い新たに就学援助の対象となる児童生徒見込数 246人(児童153名、生徒93名) 【歳出】 《小学校就学援助 小計:6,648千円》 新入学用品費 57,060円*8人 456,480円 小学校入学準備金 57,060円*8人 456,480円 中学校入学準備金 63,000円*31人 1,953,000円 学用品費 1年 13,230円*16人 211,680円 学用品費 2～6年 15,500円*137人 2,123,500円 修学旅行費(準要保護) 26,000円*31人 806,000円 校外活動費 22,070円*29人 640,030円 《中学校就学援助 小計:5,485千円》 新入学用品費 63,000円*4人 252,000円 学用品費等(1年) 25,040円*32人 801,280円 学用品費等(2～3年) 27,310円*61人 1,665,910円 修学旅行費(準要保護分) 66,000円*30人 1,980,000円 校外活動費(宿泊を伴うもの)(林間学園費 2年) 27,110円*29人 786,190円 《小学校準要保護児童給食費 小計:6,267千円》 1年生 200円*181回*16人 579,200円 2年生 200円*185回*28人 1,036,000円 3年生 220円*185回*25 1,017,500円 4年生 220円*185回*26人 1,058,200円 5年生 240円*185回*28人 1,243,200円 6年生 240円*185回*30人 1,332,000円 《小学校準要保護児童ミルク費 小計:2,006千円》 1年生 71.0円*181回*16人 205,616円 2年生 71.0円*185回*28人 367,780円 3年生 71.0円*185回*25人 328,375円 4年生 71.0円*185回*26人 341,510円 5年生 71.0円*185回*28人 367,780円 6年生 71.0円*185回*30人 394,050円 《中学校準要保護生徒給食費 小計:5,132千円》 1年生 310円*178回*32人 1,765,760円 2年生 310円*178回*31人 1,710,580円 3年生 310円*178回*30人 1,655,400円 《中学校準要保護生徒ミルク費 小計:1,175千円》 1年生 71.0円*178回*32人 404,416円 2年生 71.0円*178回*31人 391,778円 3年生 71.0円*178回*30人 379,140円 歳出総計:26,713千円 【歳入】 日本スポーツ振興センター保護者負担金(小学生153名分) △153人*460円 -70,380円 日本スポーツ振興センター保護者負担金(中学生93名分) △93人*460円 -42,780円 歳入総計:-114千円 ④認定基準拡大に伴い就学援助の対象となる児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
16	③消費下支え等を通じた生活者支援	心身障害者自動車燃料援助費の燃料費高騰分	①物価高騰対策として、障害者の移動の負担軽減をし、就労等の社会参加を支援することを目的とする。 ②普通自動車(レギュラー):20ℓ/月 普通自動車(ハイオク):18ℓ/月 軽自動車(レギュラー):15ℓ/月 ディーゼル車:15ℓ/月 ③合計 5,995円 レギュラー車:167円×28,719ℓ×1.1=5,275,600円 ハイオク車:175円×2,803ℓ×1.1=539,550円 ディーゼル車:157円×1,041ℓ×1.1=179,850円 ④障害者本人または同居の家族が所有する車	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

[illegible]